

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（Ⅲ）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 小坂外務大臣, 西銘沖縄自民党総裁, 安井議員, 国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43469">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43469</a>

大臣發言資料

(大臣、閣議口頭報告用資料 禁)

沖縄住民の国政参加問題に関  
する日米両政府間の合意

昭和43.10.9  
アメリカ局北米課

1. 10月9日の日米協議委員会第15回会合  
において、選挙により選ばれた沖縄住民の代表  
を本土国会の審議に参加せしめることにつき、  
原則的合意に達した。

2. 国政参加の実施のために必要な措置は、今後  
本土及び沖縄において、それぞれの法律に従つ  
てとられることになるが、この点についても、  
日米両政府間で沖縄住民の要望を考慮しつつ、  
相互に協力することが合意された。

さらに(1)沖縄の代表の数を本土相当県の衆参  
両院議員の数と同様に定めること、(2)沖縄の代  
表の権限は、沖縄が米国の施政権下にあるとい  
う事実の下で、日本国法上認めうる最大限のも  
のとする事、及び(3)沖縄の代表の資格、選出  
方法及び法的地位を定める琉球政府の法律の規  
定が、本土国会議員に関する本土の法律の規定

にそつたものとなることの3点がのぞましいこ  
とにつき、日米両政府間で意見の一致をみた。

原  
註  
料  
16  
回  
傷  
評  
委  
ア  
イ  
ル

アメリカ局長

参事官

北米課長

国政参加体制研究会の設置について

1968年10月11日

9/26

目的

- 沖縄県民の長年の要求と念願だった日本本土国政への参加は、1968年10月9日の第15回日米協議委員会で日本本土の沖縄施策に沖縄住民の民意を反映させるため、選挙によつて選ばれた沖縄の代表が日本本土の国会の審議に参加することが望ましく、かつ有益であるとして双方が合意に達した。

これについては、具体的な実施内容がこれから本土の法律で決定されることもあつて、批判する向きもあるが、琉球政府としては、沖縄問題の解決にとつて画期的な前進として高く評価すべきだと考える。

- 日米の合意書によると、沖縄の国政参加については、
  - (1) 沖縄代表の数は、本土相当県の衆・参両議院議員の数と同様に定め
  - (2) 沖縄代表の権限は、沖縄が米国の施政権下にあるという事実のもとで、日本国内法上認め得る最大限のものとする事になつた。

これについては、この12月に開会される本土通常国会で関係法案が提出される見通しであり、これに対応して琉球政府も必要な立法制定を急がなければならない状態にある。

とくに、日米協議委員会では「沖縄住民の国政参加の実施のために必要な措置については、日米双方が沖縄住民の要望を考慮しつつ相互に協力する」ことが合意されており、琉球政府としては、真に県民の要望する国政参加の実現をはかるべく対処策を確立しておく必要がある。

そのため、国政参加体制研究会を設置する。

構成

- 本会は、行政副主席を長とし、総務局長、法務局長、企画局長で構成する。その補佐役として法制室長、渉外広報部長、参事官（総務局担当）、広報課長を置く。

任務

- 本会は、次のことを審議するとともに、行政主席に報告する。
  - (1) 国政参加問題にかんするあらゆる資料の収集と意義の解明。
  - (2) 国政参加にかんする法制の整備と対処策の確定。
  - (3) その他関連事項

琉球政府 官舎 渉外広報部長 長 7/1/74

アメリカ局長  
北米第一課長

③  
25  
60  
70  
80

秘  
まで

大臣記者懇談要旨 (10月27日)  
報道課長

(1) NPT問題

(西独のNPT署名が早まるであろうとの事であるが、~~従~~

日本の署名も早まる可能性があるかとの質問に対し)

日本は西独の顔を見てやっつけられてはならないので、西

独が早くなるからといって、日本も早くなるということはない。

(2) 沖縄の国政参加問題

(佐藤・ニクソン会談でこの内題が出るかとの質問に対し)

この問題は昨年10月に日米間で話がついている。

佐藤・ニクソン会談ではもっと次元の高いアジア問題、世界

問題について大いに話し合ってもらいたいと思っている。先は

沖繩問題も  
とも次官、両外務審議官、官房長に対し ~~これは~~ 共

同コミュニケのワーキング調整の段階にきているので、これから

は外務省としては沖繩以外の問題について一層力を入れていく

よう指示したところだ。(質問に答え) 次官、両外務審

議官、官房長とは毎週月曜に会い、自分の考えを話したり

指示を与えたりすることになっている。

国政参加については、野党が即時無条件などというものだから

自民党も遠慮して進んでいないが、衆参両院法制局とも施政

権近退 <sup>前</sup>の本会議、議事参加は法律上困難であるという

見解なのであるから、施政権返還の~~方針~~<sup>方針</sup>には全面的に参

加する条件で、この次の総選挙では沖縄県からも議員を選

出し、可能な限りの国政参加を認めたらよいと思う。

### (3) ベトナム問題

きのうの日曜には、国際資料部で作ったベトナム問題の

ペーパーを讀みなが、30日の総理の所での第3回「グリーン

」では、アジマ局長その他の人にベトナム問題について自由に議論

してもらいたいと思っている、大原大使にも主役を演じてもら

ってもらいたい。

アメリカでは、民主・共和両党ともベトナムにはほとほと

手も焼いていることは、この前ハンフリーと会ったときにも、つづ

取じたところであるが、佐藤・ニクソン会談で戦争終結に

ついて日本として建設的な提言ができればよいと思っている。

ベトナム戦争は、一たびにはっきり終結せず、うやむやの状態

が続くかも知れないが、日本としてはそのいずれの場合でも

それによって受ける周辺諸国の影響をよく考えて、ポスト・ウエ

トナムの経済協力を進めるべきであろう。

### (4) 経済外交

ドイツのマルクが切り上げになったが、日本としては他国が

ら監視されていることも考えて、ドルをため込むことはせずに

自由化をもっと徹底的に進める等先手を打つ必要がある。

(箇内に答へ) 自由化の徹底とは先日の55品目の自由化に

加え、さらに自由化品目をふやすということである。(要約)

答え) アップス提案は無利子という点は無理だが、その他

の点は結構だと思っている。

42.11月佐藤総理訪米資料

(iii) 沖縄住民の日本国政への参加

日本政府からの財政援助が琉球政府予算の1/3を占め、施政権返還を前提として、経済社会

教育等あらゆる分野において本土との一体化が進められようとしている現在、米国の施政権下には

あると云える日本国民である沖縄住民が本土との関係が単に受身の立場に置かれるのでは

なく、本土政府の対沖縄施策について発言権を握らねばならないとの気持には自然なものがある。

沖縄住民をいかに形も国政に参加せしめるかについては、日琉双方で解決可能な法律上の問

題があるが、米国の沖縄施政に対する干渉と信じてなく、しかも、沖縄の住民に満足感を与え

かつ、本土と沖縄との一体化の促進に貢献しよう

如き方式を見出されれば米側としても、二か

理解を示すことを期待したい。



(iii) 沖繩住民の日本国政への参加。  
<sup>代表</sup>  
<sup>政府</sup>

~~日本~~ 日本からの財政援助が琉球政府予算の1/3を占め、施政権返還を前提として、経済、

社会、教育等あらゆる分野において本土と一体化が進められようとしている現在、~~日本~~ 米国の施政権

下にあり、~~日本~~ 日本国民である沖繩住民が、本土との関係で常に受身の立場に置かれる

のではない。本土政府の対沖繩施策において発言権を持つたことと気分は自然なものである。

<sup>（琉球立法院の指針により送附され）</sup>  
沖繩住民が、例えば、日本国国会に投票権を持つたこと、代表を送ることは、米国の沖繩施政

に對する何ら干渉となることなく、しかも、沖繩の住民に多大の満足感を与え、かつ、本土と沖繩

との一体化の促進に大きな貢献を望むことが期待される。この意味からいって、日琉双方

方において解決すべき法律上の問題はあるが、本件において、米側が前向きな態度をとり、

実現に協力されることを期待したい。

(a) 米側 (b) 日側

(代案)

米側において、前記の沖能諮問委員会が権限を、経済、財政、社会福祉、教育等の分野に限定し、

~~五ヶ年希望上~~ とし、その主要任務を沖能におよぶ長期経済財政計画の策定と運用に置く

これに希望する場合には、それが沖能の経済的、社会的発展と同時に、本土との一体化の促進に

貢献するものと期待し、これを受諾する用意がある。ただし、その場合には、南運事務局、日本国民

と交渉する沖能住民の福祉に關係する事項を含む、沖能に關する日本政府の関心事項のすべてに

米国民政府および琉球政府の所掌する事項

ついで、米国民政府および琉球政府と接触し、協議する権限が合式に認められしものと希望する。

大臣 2名	条約局長 <del>1名</del>	アメリカ局長
政務次官 2名	参事官	参事官 2名
事務次官 2名	条約課長	北美課長
外務審議官	法規課長	
近藤外務審議官		
官房長	文書課長	
官房総務参事官		
官房書記		

沖能住民の国政参加について  
(閣議 11月43日外務大臣發言案)

43.12.9  
米北

沖能住民の代表者の国政参加問題

については、かねてより本土及び外地

に於いてその早期実現方法に希望が

表明されたこと、政府としては米

国政府との間で本件について鋭意

交渉を続けると見られるが、

10月9日 南米各国の沖繩に1電了  
 2 日米協議委員会第15回会合に  
 右に、<sup>(日米双方共)</sup> 一体化実施施策を含む  
 日本本土の沖繩施策に 沖繩住民  
 の意見を反映させたこと、進捗に  
 望むに及ばぬ沖繩の状況が日本本土  
 の国会の審議に 参加したことが  
 望むに及ばぬ有益であること  
~~を~~ 合意した。  
 本  
 沖繩(住民)の国会参加実施の  
 右に、必要の措置に<sup>つ</sup>、日米双

方共、沖繩(住民)の要望を考慮して  
 相互に協力するに<sup>つ</sup> 合意した。  
 右に 政府と民間、日本国国会  
 に<sup>つ</sup>、本沖(住民)の状況と必要の  
 措置に<sup>つ</sup>、検討を依頼する  
 必要があること等が<sup>つ</sup> あり、